

第1回千代田区特別職報酬等審議会 議事録

日 時：令和3年7月2日（金）午後2時00分～

場 所：千代田区役所8階 第3・第4委員会室

出席者：（委 員）8名（定数9名 欠席1名：朝日委員）

（区 側）区長

（事務局）政策経営部長、総務課長、総務課職員

発言者	発言内容
総務課長	では、若干お時間よりも早いのですが、皆様おそろいいただきましたので、これから始めたいと思います。 本日は、お忙しいところ、また足元の悪い中、誠にありがとうございます。私、総務課長をしております中田と申します。本日、会長が決まるまで、会の進行のほうをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは、すみません、着座にて失礼いたします。 本日、各委員の皆様のお手元に委嘱状をお配りしております。本来であれば区長からお渡しすべきですが、会の進行上、また、コロナというところもございますので、本日は直接の手渡しを行わないことで、ご了承いただければと思います。 では、まず樋口区長より皆様にご挨拶を申し上げます。
区長	皆様、こんにちは。千代田区長の樋口でございます。千代田区特別職報酬等審議会の発足に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。 皆様方には、ご多忙中にもかかわらず審議会委員をお引き受けいただき、厚く御礼申し上げます。 千代田区では、条例により、区長は少なくとも3年に一度、議員の報酬及び期末手当の額並びに区長、副区長、教育長の給料等の額について、報酬等審議会のご意見をお聞きすることになっています。議員、区長、副区長、教育長の報酬や給料等は、前回、平成30年10月に答申を頂きまして、その答申を尊重した改定を令和2年1月に行い、現在に至っております。 今年は、前回の平成30年から3年目を迎えました、審議会を開催する年に当たっています。この3年間、社会情勢の動き等、様々な要素を総合的に勘案しましてご議論いただきたいと思いますし、また昨年2月、3月から続く、この長期化する、1年半にもわたるコロナ禍、本日、先ほど冒頭ご挨拶もさせていただきましたが、地域の町会の方や事業をされている方、あるいは学識の経験者、各法律の、行政の様々な専門家の方からもご意見を頂けると思います。 本当にこの千代田区が危機であり、また厳しい状況に置かれている中では、やっぱりこの特別職の報酬につきましては、世間一般、地域の皆

総務課長	さんからの課題も高いと。また難題でもございますけれども、ぜひとも皆様のご意見、区民の目線で、あるいはそれぞれの皆様方、ご知見の、お持ちのところからお借りしまして、忌憚のないご意見を頂戴し、ご審議を賜りたいと思っております。何とぞよろしくお願いいたします。 ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。 区長、ありがとうございます。 では、今回は第1回目の審議会でございますので、委員の皆様のご紹介をお願いしたいと思っております。順次ご紹介いたしますので、一言ずつご挨拶を賜りたいと存じます。 では、まず初めに、恐れ入りますが、井田委員からよろしくお願いいたします。
井田委員	私は駿河台東部町会の町会長をやっている、万世橋地区連合会の、今回、会長を引き受けさせていただきました。そのおかげというか、せいというか、今回こちらに参加、特別職の審議会に参加するよという、こっち、今、回っているような委嘱状が回ってきたんですけども、なかなか大変かなと自分自身は思っています。 それで、私も神田生まれの神田育ちです。お酒も好きだけどコロナ禍で駄目だとか、お祭りも好きだけどコロナ禍で駄目だとか、いろんな駄目駄目が重なっていて、ちょっと自分自身のやり場がないような、そんな状況が続いています。 私も本籍はここに置いております。ずっと最初から、生まれた頃からです。けど、やっぱし次男坊という、洋二というんですけど、次男坊なんです。だから、どこかで、いろいろと転々としています。それでまたこちらに戻ってきているという状況で、やはり住み慣れたまちというのが一番安心感があるということですね。 そして、さらにこの住み慣れたまち、例えば最近皆さんバッジも作っていらっしゃると思っていた、SDGsのあの中の17項目の中の11番目、これが、開発目標の中の住み続けられるまちづくりということがありますので、本当はそこら辺も、我々次男坊、三男坊と、当時は終戦後は産めよ増やせよの時代でしたけど、やっぱり全て、長男、長男でやってきましたが、やはりサポートするきょうだいがあって、やはり長男も成り立つと。いろんなところもそうですけど、会長でも何でもいろいろいらっしゃいますけど、副会長とか総務とか会計とかいろんな人がいないと、これはやっぱり成り立たないというのが基本的な考えだろうと思います。 私も、だから、今回は住所を千代田区に戻したんですけども、やはり戻すと、また各方の人たちが名前を分かって、ぜひやれと。まず万世で

	推薦され、結果的には今日ここに出ざるを得なかったというようなことがあります。なかなか大変で、いろんなエコだとか、それからほかの協議会とか、いろいろあって、まさかこの年で、ちょっともう、ね、仕事が増えるとは思いませんでした。で、ワクチンもう二度終わっています。だから、そのワクチンも終わっているんで、まあ、しばらくは貢献をすべきかと。 まだ仕事も続いています。仕事の続いている中、うちの場合は零細というか、中小企業の中には入りますけども、小企業の中の零細に近い企業ですから、給料というのは、大会社、大学、国家公務員よりかはずっと下です。だから、そういう目線で見れるかどうか分かりませんが、一応正しい判断ができるように、常識的な判断ができるように参加させていただきたいと思います。これからもよろしくお願いいたします。
総務課長	ありがとうございます。 続きまして、上村委員、よろしくお願いいたします。
上村委員	上村協子と申します。東京家政学院大学、千代田三番町にあります、あと2年で100年を迎える古い学校で、現代生活学部にも所属をしております。 先ほど井田委員は次男なので洋二とおっしゃいましたが、私は力3つの協子という名前でございます。これは女の子3人の末っ子なので、命令の令子が一番上で、月2つの朋子が2番目で、また女の子だよといって、力3つ合わせるようにと、協力の協子という名前になりました。という、いわれでございます。 出身は熊本でございましたけれども、SDGsのバッジをつけておりますように、住み続けられるまちづくり、11番目の目標、千代田に勤め先がございまして、こちらの住みやすさというか、学生たちの暮らしやすさ、学びやすさに関わっていけるといいなということで、番委員もそうですけれども、何回かこの報酬審議会に出させていただいています。 お給料というか、報酬は、やはり生きていくためにはとても大切な議論だと思います。何が適切な報酬なのか。やはり報酬で評価をされるというのは、人の心の深層、根のところにはあるかなと思います。その辺がきちんと皆さんが、外の方も受け取る本人の方にも納得していただけるような、そういう報酬って何かなというのが根底にはございます。粛々と話を参加させていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。
総務課長	ありがとうございます。 続きまして、須永委員、よろしくお願いいたします。

須永委員	はい。須永明美と申します。日本公認会計士協会東京会の千代田会の副会長をしております。現在、丸の内二丁目で、会計事務所、税理士法人とコンサルティング会社、それから、小規模ですけれども監査法人も経営しております。 3年前もこちらの委員として務めさせていただきましたけれども、なかなか報酬の問題は難しいところもあって、何が正しくてというのがなかなか判断が難しいところではありますが、広く情報収集させていただいて、勉強しながら務めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
総務課長	はい。ありがとうございます。 続きまして、高山委員、よろしくお願いいたします。
高山委員	はい。皆さん、こんにちは。高山肇でございます。平成9年から5期、区議会議員を務めさせていただきました。本当にやりがいがある仕事だったなと思っております。今でももう、区役所の中の皆さんと本当に仲よく、その頃から仲よくさせていただいていたんですけども、安心して千代田区役所に来られるなど、いつも思っています。 今、家業の古書店を神保町でやっております。神保町で130年ぐらい古本屋をやっている私で、私が4代目、私の息子が今5代目で、息子と一緒に、細々となんですけどね、やっています。樋口区長にも大変古書店を応援させていただいて、もう本当に頼もしく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
総務課長	ありがとうございます。 続きまして、番委員、よろしくお願いいたします。
番委員	弁護士の番敦子と申します。よろしくお願いいたします。弁護士として千代田区にずっと事務所を持っておりますので、その関係で前々区長の頃に初めて情報公開の、この書いてあります審議会に入りまして、それからいろいろな審議会でお世話になっております。 この報酬の審議会に、審議会ですかね、については4回目かなと、恐らく、思いますけれど、そのたびにいろいろな視点からのお話を伺うことができまして、とても面白いといえますか、興味深い会だと思っております。今回もまた皆様のご意見を伺わせていただいて、勉強したいと思っております。よろしくお願いいたします。
総務課長	ありがとうございます。

廣瀬委員	続きまして、廣瀬委員、よろしくお願いいたします。 廣瀬元夫と申します。東商の千代田支部で3年前も推薦されたんですが、私は今度、私はもう年だからとご遠慮したんですが、またたつて、やれということです、高齢ですけど、よろしくお願いいたしますと思いますが。 私は神田生まれの神田育ちで、私の家というのは、明治の初めから今の神田の錦町河岸で父親が薪炭問屋なんかをやっている、その後、父親は商工会議所議員だとか参議院議員もやりまして、それで私が本当は父親の40の子なものですから、遅い子なんですけど、どういうわけだか父親と馬が合っていて、後継ぎということになりまして。 廣瀬元夫の元夫というのは、父親が犬養毅先生の大ファンでもって、お願いして、名づけ親は犬養先生なんですけど、私が生まれた翌年に先生は殺されてしまったんですけども。 そんなわけで、私も本当に、お力になるかどうか分かりませんが、そういうわけで、今現在、燃料の会社の会長と、それから廣瀬ビルという建物、生まれたところ、そこが本籍地なんでございますけど、そこに会長として毎日通っております。 何を申し上げたか忘れちゃったんですけど、そういうことで、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。
総務課長	ありがとうございます。 続きまして、村田委員、よろしくお願いいたします。
村田委員	鍛冶町二丁目神田駅東地区の婦人部長ということで、和泉橋地区の代表で、回り順で担当ということになりました。どうぞよろしくお願いいたします。仕事は小唄を教えたりしております。何か着物のこととかそういう古典のことなんかで何かございましたら、よろしくお願いいたします。
総務課長	ありがとうございます。 では、最後に、吉田委員、よろしくお願いいたします。
吉田委員	はい。皆さん、お疲れさまです。連合千代田地区協で事務局長を務めております吉田茂と申します。よろしくお願いいたします。あの吉田茂とは全く関係ございませんので。ええ。私としましては、ここ千代田区で働かせていただいているサラリーマンの代表、勤労者の代表としまして、意見具申できたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

総務課長	はい。ありがとうございました。 また、本日はすけれども、朝日先生が、ご欠席というふうになってございます。 また、本日は委員の過半数の方にご出席いただいておりますので、審議会のほうは成立しているということをご報告いたします。 続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。
政策経営部長	政策経営部長の細越でございます。よろしくお願いいたします。
総務課長	改めまして、総務課長の中田でございます。よろしくお願いいたします。 では、続きまして、審議会の条例第5条に基づきまして、当審議会の会長の互選に移りたいと思います。皆様の互選により選出をしていただくということになりますが、ご意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。
高山委員	いいですか。会長の選任についてですが、前回、当会の会長も務められ、また過去3回、審議会の委員もされた、ベテランの上村委員が適任かなと思っていますが、いかがでしょうか。 （拍手）
総務課長	ありがとうございます。拍手を頂きましたので、上村委員に当審議会の会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 続きまして、審議会の諮問に移らせていただきます。本日、各委員のお手元に諮問文というものをお配りしております。本来であれば、先ほどの委嘱状と同じく、区長から直接お渡しすべきところではございますが、本日は恐縮ですが机上にて配付というところでご了承いただきたいと思います。 では、以上のところで、大変恐縮ですけれども、区長に、所用がございますので、退席をさせていただきたいと思います。
区長	どうぞよろしくお願いいたします。 （区長、公務のため退室）
総務課長	それでは、上村先生に、会長に議事進行をお願いしたいと存じます。 では、すみません、席のほうを移動していただきまして、よろしくお

上村会長	願いたいします。 (上村委員、会長席に移動) それでは、改めまして、よろしく願いたいします。3回目ということで、番委員は4回目で1回多いんですけども。今までの蓄積に新しい議論を加えさせていただきたいと思います。それでは、皆様にご協力を頂きながら、答申までの間、進めさせていただきたいと思います。 それでは、審議に先立って、特別職報酬等審議会条例第5条により、あらかじめ会長の職務代理者を指名する必要があります。今日はお休みですけども、大学教授であり、このような審議会を多く経験されている朝日委員を会長の職務代理者に指名したいと思います。朝日委員は本日ご欠席ですが、後日ご本人にご了承を頂き、正式に決定したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。 (拍手)
上村会長	はい。ありがとうございます。それでは、朝日委員に、異議なしということでお伝えをして、職務代理をお願いしたいと思います。 次に、当審議会の運営についてお諮りをしたいと思います。当審議会の会議の公開、非公開、傍聴の可否及び会議記録の公表について、皆様のご意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。これまでは、会議は公開、会議記録は公表というやり方をしていたかと思いますが、そのとおりでよろしゅうございますでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
上村会長	はい。ありがとうございます。異議なしというお声も頂きましたので、会議公開、会議記録公表ということで進めさせていただきたいと思います。 それでは、審議に入りたいと思います。お手元に資料をお配りしております。この会議は、いっぱい、資料がいつもあるんですよね。資料について、事務局から説明をお願いいたします。 なお、資料に対する質疑は、説明終了後まとめて行いますので、ご了承をお願いします。 それでは、事務局から説明をお願いいたします。
総務課長	はい。それでは、大変分厚い資料になってしまって恐縮ですけども、資料をご説明をしたいと思います。

まず、本日お配りしてございます資料の確認をさせていただきたいと
思います。数が多いのですが、1つずつということでもよろしく願い
いたします。

まず、目次のようなものがございまして、おめくりいただきまして、
1枚目、資料1でございます。こちら、資料の右肩に番号が振ってござ
いますので、そちらのほうをご確認ください。こちらは諮問文の写しと
なっております。よろしいでしょうか。

続きまして、資料2です。こちらは委員の皆様の名簿でございます。

続きまして、資料3、こちらは報酬等審議会の条例を添付してござ
います。

続きまして、資料4、こちらはA3の用紙になってございます。千代
田区特別職報酬等改定状況という表題のものでございます。

続きまして、資料5、こちらA3の資料でございます。千代田区特
別職の報酬等明細についてという資料でございます。

続きまして、資料6、こちらはホチキス留めをしてございますA3の
横の資料でございます。23区特別職報酬等審議会答申状況というもので
ございます。

続きまして、資料7、こちらは数が多くなってございまして、ホチキ
ス留めをさせていただいてございます。A3の横で、資料7-1から資
料7-8までございます。23区の特別職報酬等年収一覧というところ
で、職によりまして、表でまとめているというものになります。

続きまして、資料8です。A3のカラーでグラフになっているもので
ございます。こちらは千代田区長給料額と主な指標という表題になって
ございます。

続きまして、資料9、こちらはA4の縦の表になっている資料でござ
います。23区地域手当・期末手当・退職手当の支給状況という表題で書
かれているものでございます。

続きまして、資料10です。こちらはA3の横の資料でございます。千
代田区議会活動状況というものでございます。

続きまして、資料11、こちらは国及び東京都の報酬等の状況という資
料でございます。

そして最後になりますが、資料12、こちらは平成30年11月30日企画総
務委員会資料というものでございまして、平成30年の特別区人事委員会
の勧告の取扱いについてという資料でございます。

不足など、ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

総務課長

はい。それでは、恐れ入ります。少しお時間を頂きまして、資料の内

容につきまして説明をさせていただきます。

まず資料１、２につきましては、後ほどごらんいただきたいと存じます。

資料３、条例につきまして、こちらのほうからご説明をさせていただきますと思います。

皆様に委員となっただきまして、これから審議を頂くその根拠を示す条例になります。第１条に設置の目的というものを書いてございます。区議会議員の議員報酬及び期末手当、また区長、副区長、教育長の給与等の額について、皆様にご審議を頂くというものになります。

第２条になります。こちら、区長は報酬等の額の定め方を改めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞くものと決まっております。また、第２条の２項、こちらでは、区長が必要があると認めるときには報酬等の額の適否について審議会の意見を聞くことができるというものになってございます。また、第３項では、先ほど区長の挨拶にもございましたけれども、少なくとも３年に１回、報酬額の適否について審議会の意見を聞かなければならないというふうになってございます。この３年に１回というのが、前回の答申が平成３０年１０月でございました。今年の１０月で３年を迎えるというところがございますので、皆様にご審議いただきたいということでお集まりをいただいたということになります。

続きまして、第３条です。こちらは組織の構成について定めております。委員は１２人以内ということで組織をするということになってございます。今回は９名の委員の方にご協力をいただくということで考えてございます。

続きまして、第４条です。こちらは任期ということでございます。任期は審議が終了したときまでとなっております。事務局としましては、皆様から１２月頃までには答申を頂きまして、というふうに考えてございます。

続きまして、第５条です。こちらは先ほどお話がございましたように、会長及び職務代理者を置くというものになってございます。

そのほかにつきましては割愛をさせていただきます。

続きまして、資料４、Ａ３のものをご覧いただきたいと思います。こちらは特別職の報酬等の改定が、過去から現在、直近までになって、どのように変遷してきたのかというものを示したものになります。４つの区分に分かれておりまして、一番上のところをご覧いただきますと、一番右側、こちらが平成１８年のときの答申でございます。それに沿って左側に行くごとに新しくなっているというような形で整理してございます。いずれにしても、頂いた答申を踏まえて、改定を実施しているというところがございます。

なお、平成27年、こちらは左側から1つ目と2つ目の間になりますけれども、こちらは答申を頂いたんですけれども、改定に至らなかったということで、表の下のところに米印で注意書きのほうを記載してございます。

また、教育長につきましては、平成24年度の審議会以前は審議の対象ではなく、区長、副区長に対する答申に準じて改定を行ってきたという経緯がございます。現在は教育長も審議の対象ということになってございます。

続きまして、資料5になります。こちらは千代田区の特別職の報酬等の明細についてという資料になります。既にご存じの方もいらっしゃると思いますが、そもそもの区長、副区長、教育長、それから議員の先生方、そして、参考ということで、私ども一般職員の給与がどのような構造になっているのかというものを示したものになります。こちらの図の一番上、こちら、区長、副区長、教育長ということで記載してございます。こちらは毎月の給与ということで、給料、それから通勤手当、こちらは6か月に一度になりますが、こちらのほうをまとめて支給されるというものになります。

(2)の期末手当、こちらは毎月の給料に、その給料掛ける45%を足したものに、それに3.8月を掛けたものということになります。期末手当はこのような計算方法で算出をしているというものになります。

続きまして、(3)退職手当でございます。こちらは、退職手当につきましては、あくまでも退職をするときに一括して支払われるものというふうになります。計算方法としましては、区長、副区長、教育長、それぞれ異なる支給率というものを掛けまして、さらに在職年数を掛けた金額ということになります。

続きまして、2の議員報酬になります。こちら、議員の場合は、毎月の報酬に加えまして、費用弁償、つまり通勤手当のようなものになりますけれども、いわゆる電車賃相当の額を支給しているというものになります。

(2)の期末手当、こちらにつきましては、区長、副区長、教育長とほぼ同じ計算式という形で、支給の月数が3.8か月ということになってございます。

続きまして、(3)で政務活動費がございます。こちらは議員の報酬と性質が違いますので、審議の対象外ということになりますので、参考ということで記載してございます。会派ごとに月15万円が支給されるということになってございます。また、参考ということで、一般職の給与についても、こちら、記載のほうをしてございます。毎月の給料ということで、給料のほかに地域手当ですとか、そのほか各種手当などが支給されるということになっております。また、期末手当、勤勉手当に関し

ましても、ご覧のとおり複雑な計算式から成っているというもので、加算の割合ですとか、また成績率、勤務年数等に応じた割合などで計算のほうがされているというものになります。参考ということでこちらのほうを記載してございます。

続きまして、資料6になります。こちらのホチキス留めの2枚組となります。23区の直近の3年間の特別職の報酬等審議会の答申状況を表にしたものになります。公務員の場合、労働権の一部が制限されているというところがありますので、交渉して給与を決めていくというところがなかなか難しいということがありますので、人事委員会が社会経済状況を調査して、毎年勧告を行っているというものになります。

表の一番上のところですが、こちらは人事委員会からの勧告の概要というのを記載してございます。それぞれ令和2年、令和元年、平成30年度ということで、毎年ございますので、その内容のほうを記載してございます。

例えば真ん中の令和元年度の網かけのところをご覧くださいと思いますが、こちら、給与月額が、0.58%ダウンしてございます。また、期末勤勉手当、こちらは0.15か月上がるという勧告がなされてございます。

その下、各区どういような状況だったのかというのを記載してございますけれども、一例を挙げますと、港区などでは、区長、副区長、教育長の給与、そして議員報酬に関しては0.58、人事院勧告と同じように下げていると。また、期末手当については、区長、副区長、教育長、それから議員の方々も0.15、こちらはアップしているというところで、同じような形で整理をされてございます。それから、5つ下の江東区をご覧くださいと思いますが、こちらについては据置きということで答申をされたということで、各区様々な答申がなされているというのが見てとれるかと思えます。

なお、右上の平成30年度、一番左のものになりますが、こちらの人事院勧告については、勧告はあったものの、下線に記載してございますけれども、改定は見送られたというものになってございます。後ほど資料の12で詳細をご説明しますが、改定が見送られたというところがありますので、特別職の報酬等に関しましても、皆さん据置きですとか、または未開催というようなどころが多くなっているというものになります。

続きまして、資料7をご覧くださいと思います。こちらは厚みのある資料となっておりますが、資料7-1から7-8までございます。

まず資料7-1でございますが、こちらは23区の区長の報酬等の額を年収ベースにして一覧表にしまして、比較をできるようにしたものになります。表の一番左側の①の給料とそれから真ん中の期末手当、それを足し上げて合計というものを示しております。こちらは年収ベースで示

したものになります。ちなみに、合計欄の順位というものをつけてございます。年収の高い順から1、2ということで書いてございまして、千代田区の場合は5番目という形になります。

それから、一番下のところに参考、千代田区ということで打ってございますけれども、千代田区長の月額給は、この表の上のほうですと128万6,000円となっておりまして、下のほうでは102万8,800円とございます。千代田区の場合は、区長のほうから特例条例というものが上程されて認められたというところがございまして、期間限定で給与の減額というものを、今、実施しているというところでございます。このため、128万6,000円から、現在は、実際のところは特例条例で102万8,800円ということで減額をしております。率でいいますと2割という形で、期間は令和2年の2月から令和3年の2月までということになってございます。

続きまして、7-2をご覧ください。こちら副区長の年収ということになります。一番高いのが、先ほどの順位というところをご覧くださいと分かりますけれども、荒川区ですね。それから杉並区というような形になってございます。月額の給料のほかの、例えば期末手当もそれぞれの区で違いますので、やはり全体での金額を比較するというところで、このような表にしております。

続きまして、資料7-3、こちら、教育長の表になってございます。表の作りは区長、副区長と同様でございます。千代田区の場合は、こちらの場合、10位という形で、給与のほうはなっているというものになります。

続きまして、資料7-4です。こちらからが議員のものになってまして、議長ということで表のほうを示しております。千代田区の場合、議員の報酬というのは、議長、副議長、委員会の委員長、副委員長というところで役職によって変わっておりますので、それぞれの役職加算が違いますので、それぞれごとに表のほうをまとめてございます。こちらは議長ということになってございます。

続きまして、資料の7-5をご覧ください。こちらは副議長のものになります。副議長に関しましては、千代田区が1番目高いということになってございます。一番低いのは4番目の新宿区という形になります。

続きまして、資料7-6です。こちらは、委員長になります。

続きまして、資料7-7です。こちらは副委員長になります。

続きまして、資料7-8になります。こちらは議員の一般の方の報酬という形になります。それぞれ区によって額が違うというところがお分かりになるかと思っております。

続きまして、資料の8に移ります。資料の8は、千代田区長の給料の額とそのほかの指標について示したのになります。平成23年度を100

と見たときに、様々な数値がどういうふうに動いているのかというものを指標に落としたものになります。ピンク色、こちらは区長の給与の額になります。それから、青色、こちらは私たちの勧告が出る人事委員会勧告の数値です。それから緑色、こちらは区部の消費者物価指数になります。そしてオレンジ色ですね。こちら、名目賃金指数ということで、事業所規模が30人以上のところの賃金の動きを示したものになります。これを見ていただきますと、表が全体的に右上に上がっているのがお分かりになるかと思います。この区長の給与等につきましては、平成25年から30年にかけて改定がなかったというところがありますので、ずっと横ばいになってございます。令和元年のときに改定があったというところで、これまで下回っていたものをそこで少し挽回したような、そういう表になってございます。そのほかにつきましては、特に青色、緑色は同じような形で上に上がっているという形になります。また、名目賃金指数、こちらについては、令和元年度、2年度ということで、少し減少傾向になっていて、人事委員会の勧告の動きとは若干異なっているというものになります。

続きまして、資料9となります。こちら23区の地域手当・期末手当・退職手当の支給の状況を記載したものになります。先ほど資料5で、参考ということで私たちの一般職員の給与の構造につきましてご覧いただいたところですが、私たち職員には地域手当というものがございまして、こちらは給与の20%という形になってございます。以前は千代田区長にもその地域手当というものがついていたんですけれども、いろいろな手当がついていると分かりにくいというようなところがございます。そちらを報酬等審議会の皆様から答申を頂いたというところで、平成22年の1月に地域手当を廃止したというようになってございます。同様に地域手当を廃止した区が港区ですとか文京区、中野区とございますけれども、それぞれの区でやはりいろいろな判断をされているというところになります。

また、次の期末手当の支給率ですが、こちらは、千代田区の場合は、区長、副区長、教育長、議員ということでみんな同じものになってございますが、区によってはその内容が少しずれているというような、そういった区もあるというのがお分かりになるかと思います。

また、退職手当の支給率、こちら区長、副区長、教育長というところで、区長がやはり一番責任が重いというところがありますので一番率が高く、副区長、教育長の順番になっていると。また、その割合も各区によって、いろいろ仕事の量も違いますので、少し強弱がつけられているというところがあるのがお分かりになるかと思います。

続きまして、資料10になります。こちらA3横のものです。こちら千代田区議会の活動状況を示したものになってございます。直近10年間と

ということで、本会議がどのくらい開催されたかですとか、あとは常任委員会、特別委員会がごございますので、そちらがどのくらい開催されたのかといったものを示したのになります。令和2年に関しましては、コロナの関係で、千代田区におきましても補正予算をかなり組んだというところもございまして、議会の開催などが増えているというところもございまして。

続きまして、資料11でございまして。こちら国及び東京都の報酬等の状況を示した資料になります。国というところちょっと遠い話になってしまいますけれども、参考ということでお示しをしております。内閣総理大臣が100ということで考えますと、それぞれの国会議員の方の職責に応じて給与のほうが出されているというものになります。

下の表につきまして、こちら東京都の特別職の報酬等に関わるものです。都知事を100としまして、各議員の方々まで比較できるようなものということで掲載のほうをしております。なお、東京都においては、千代田区の区長と同じように特例条例が定められておりまして、知事に関しては50%減額、議長、副議長に関しては、そのほかの議員の先生方に関しては20%減額ということになってございますので、ご参考にご覧いただければと思います。

最後に、資料12になります。こちら平成30年度の特別区人事委員会の勧告が出されまして、その際に、実際に勧告どおりに引下げがされなかったということについての資料になります。こちら、議会に提出した資料をそのまま本日お示ししているのです、番号ですとか日付が入っております。

この平成30年度につきましては、国ですとか東京都、政令指定都市など、多くの自治体が引上げ勧告という中で、勤勉手当について0.1%引き上げるけれども、給与表は平均2.46に及ぶ、過去に例がないような大幅な引下げがされたというものになっております。区の報酬審の中においても、平成30年度の10月の答申の中で課題として示されております。その後、本来であれば人事委員会の勧告を尊重して改定するというのが基本になりますけれども、平成30年の11月に特別区は改定を実施しないということになりました。勧告どおり改定を実施しなかった理由として、四角の囲みのところをご覧ください。5点ございました。

1つ目は、引上げの勧告の要因が行政人事・給与制度の改正に準じたものだということで、一過的なゆがみの修正だというふうに考えられるということ。

2つ目、行政系人事・給与制度の改正の円滑な実施に重大な支障が生じるということ。

3つ目は、民間企業をはじめ、多くの自治体などで給与の水準が引き上げられる中で、有為な人材確保が難しくなるおそれがあるというこ

上村会長	と。 4つ目は、今回各区で引下げが行われることになると、区の給与を基本に給料等を積算されている様々な職種の方々にも影響が及ぶということが懸念されるということ。 5つ目は、現在の特別区の給与水準は、国家公務員の給与水準と概ね均衡した状況であるということで、多くの地方公共団体において給与の引上げが見込めるということがございました。 このような理由から、勧告は人事委員会からの答申を頂いたものの、その勧告どおりに改正は行わなかったというような判断があったというものになります。 お手数ですがけれども、資料6に少しお戻りいただきまして、右側の平成30年度のところで、千代田区においては、平成29年度までの人事委員会の勧告を踏まえた改正、また中央区、港区、墨田区においては退職手当に関する諮問、答申が行われたというものになってございます。 また、本日の資料の最後になりますけれども、前回の答申と、また前々回の答申というものをおつけしてございますので、後ほど参考にご覧いただければと思います。 少し長い説明になってしまいましたけれども、説明は以上となります。 はい。ご説明ありがとうございました。 何か一気に説明されて、私は3回目ですが、あ、そうだったと、やっと思い出しているというくらいのいろんな要素を考えての会議でございました。今のご説明に関しまして、何かここはもう少し詳しく説明をしてほしいというような点がございましたらお挙げいただけますでしょうか。急にいっぱいこんな数字を見せられてもという状況かとは思いますが、特に、何となくこういう感じというところでよろしいでしょうか。もう少し詳しくは、ちょっと頭の中に入ってからということ。 この会議は、必要に応じてこういう資料を出していただきたいとお願いをすると、事務局のほうでその要望に応じてくださって、この数字はもう少しということがもしありましたら、席上でご説明いただけるかと思えます。資料要求があるときには、適宜事務局のほうにご指示を頂ければというふうに思えます。よろしいですね、事務局、そういうことで。議論をするのにこの資料が必要ということは要求ができるということと、そこだけ補足をさせていただきます。 あと、いいですかね。何か。 はい、番委員。よろしくお願いします。 また、この区では特例条例によって減額されていると。樋口区長にな
番委員	

	ってから、またそういう条例ができて、これ、減額の割合は同じでしたかね、前の石川区長の、前区長のときと同じなんではないかな。
総務課長	樋口区長は、選挙公約の中で、コロナに打ち克って何とか次の区政を開くというような、そういうお考えをお持ちで、2割減額というところをうたわれたというところがありましたので、政治判断ということで、今回2割の給与減額をしております。石川区長のときは、2割までは減額されませんでしたので、かなり、今回踏み込んだ減額であるかというふうに考えております。
番委員	分かりました。その減額をどう考えるべきかというのは、この順位とか他の区とのバランスとか、いろいろ考えながら決めるんですけど、分かりました。ありがとうございます。
上村会長	はい、お願いします。
高山委員	あと4回ぐらい。あと何回あるのですしたっけ。
上村会長	4回。
高山委員	えっ。あと、4回。
上村会長	はい。
高山委員	あと4回。全体的なこの進め方なんですけども、今日これだけの資料が出て、次の会もまた新しい資料が出てということですか。それともこの資料で議論をしていくということ。また全体の進め方のちょっとイメージが湧かないんですけども。
総務課長	これまでの進め方を見ますと、いろいろな資料要求があって、また新しい資料を追加で提出して、ご議論いただいたりというところが多くございました。それで、これまでの過去の例も参考に、一応5回ということで設定させていただきました。
高山委員	そうすると、もし次回に向けては、今日資料要求が出て、それを用意をされて、次回のときにその資料について説明をする。で、皆さんから意見をもらうという、そういうような大体進め方なのかな、今までは。はい、分かりました。

上村会長	5回というのは、大体皆さんに日程はもうお知らせがしてありますのでしょうか。
総務課長	はい、そうですね。8月、9月、11月、12月ということで考えてございまして、日程は6月の真ん中くらいにファックスまたはメールなどでお知らせをしているところでございます。
上村会長	この辺、新しい資料要求とか、そういうのがある——なくても、まあ一応5回ですか。
総務課長	前回ですと教育長が新しく答申に加わったというところがありまして、教育長の仕事の量がどのくらいなのかというのを少しご議論させていただきながら、どういった仕事をしているんですという説明をしたりということで、もしかすると5回必要だったのかと思いますけれども、今回は何かそういう大きな変更があるようなところがございますので、場合によっては、少し回数のほうは会長とも相談させていただきながら、調整のほうはさせていただくということもあろうかと思っております。
上村会長	ということで、一応5回確保をさせていただいておりますが、あまり新しい論点、ここは皆さんのご意見を聞いて決めていきたいみたいなのところがそんなに多くはない期なので、状況によっては回数を減らすということがあるかもしれないぐらいでよろしいでしょうか。 はい、どうぞ。
井田委員	よろしいですか。報酬の一覧を見て、千代田区が128万6,000円ということで、今回は102万8,800円で20%減ということでやっているわけですが、この各区の報酬というのは、税収とか人口とか、何か1つのバランスというか、何かの目安があるのでしょうか。
総務課長	非常に……
上村会長	資料7ですかね、7-1。
井田委員	資料7-1ですね。
総務課長	非常に重要な視点かと思えます。実は、報酬に関しては、各区の中の裁量で決めているというところがございます。こちらに関しては、国のほうから、昭和39年に通知が出まして、区長ですとか副区長に関する給

	与については、手前みそで自分たちの中でいいように決めてはいけませんよということで、やはりいろいろな方のご意見を聞いて決めていきたいと思いますねというところがあったと。そういう通知文に基づいて各自治体でこういったような審議会を開いてご議論いただいているというところがございますので、人口ですとか仕事量ですとか、何かそういった目安のようなものは特にはないというような状況になります。
井田委員	仕事量ではないわけですね。
総務課長	仕事量はありますけれども、比較をしてどうかというところはないというものになります。
井田委員	千代田区は皇居を控えていますけど、一番多くてもいいかな、なんていうような予想もしたけれども、そういうことではないと。やっぱり人口が一番少ないということですかね。だけど人口が少ないけれども税収は多いということでしょうかね。
総務課長	そうですね。自治体によっては、やはり税収はないのに多くの給与を支払うというのは無理ですので、その辺はバランスを見ながらやはり出していくというところがあるかと思います。あと、やはり23区、本当にそれぞれ特色があるかと思います。千代田区の場合は、人口は確かにほかの区と比べるとそんなに多くはないかもしれませんが、昼間人口が多いというところがありまして、そうなりますと、防災の面ですとか、あとは文化、図書館などいろいろな方がお使いになりますので、そういったところで、ほかの区とは違うような特性が出てくるかと思います。
井田委員	千代田区の場合は特別でしょうかね。昼間人口と夜間人口を比べたら、大変な人数の差がありますからね。それだけの、やっぱり給料面でも影響が出てくるんだろーと思いますけれども、その根拠というのは正確ではないですね、これはね。難しいですね。何を基本にして出しているかというのは、ちょっと我々には分かりにくいなと思っています。 以上です。
上村会長	今、番委員、手を挙げて。
番委員	何回も出ているので、やっぱりこれを見て、どうしてこの金額なんだというのが全く、ある意味ではよく分からない。それで、おっしゃるとおり、千代田区の財政状況の資料を出していただいたりとか、人口のそ

	それぞれの資料を出していただいたりとか、いろいろやるんですけど、結局、この今までの、前回の答申は、普通のやり方というかな、根拠はあるのかないのかよく分からないけど、今までの金額に人事委員会のパーセントを考えてというようなことでやっていたんですが、結局、これは額の適否というのが今回の諮問ですけど、その前のときには定め方というのもあって、だから、何か前々回の審議会のときに。で、どうやって定めたらいいんだろうかという議論もしていたわけですね。そうすると、本当に説明ができる方法ということを考えていろいろやりましたけど、結局採用にならなかったんですね。
上村会長	ならなかったんです。
番委員	いろいろ紛糾したということです。ですから、ある意味で、そういうふうな形で、今も、既存の今までの報酬の流れをそのまま受け止めて、それで特に社会情勢、千代田区の情勢が大きく激変していない限りは、その同じ一番オーソドックスなやり方でやるのであれば、まあそんなに論点はないだろうと思うんですけど、それをやっぱり根底のところから考え始めると、ちょっとどこを取ったらいいものやらという感じにはなるとは思いますけど。前は本当にオーソドックスなやり方で考えるしかないだろうということだったんですね。
上村会長	そうです。はい。平成27年の12月24日に出した答申は、かなり、こう、そもそも論を大分議論して答申をお出ししたんですが、なかなか難しかった。そういうそもそも論からの議論がなかなか難しかったということがございまして、実現はされなかったという状況がありましたので、平成30年の10月23日に出した答申のほうは、そもそも論ではなくて、今までの経緯も踏まえて、この程度の変更というのでお出しをして認めていただいてという、なかなか議論が難しいなという経験をこの会にはしておりますということをご理解いただければと思います。
井田委員	昼間人口、夜間人口の人口によって、ある程度の評価ができるかという、そこもなかなか難しいんでしょうね。
上村会長	はい、お願いいたします。
高山委員	井田さんと重なるような話なんだけど、1つ、これ全てこれで議論しようというわけじゃないけども、時間軸で考えると、今さっき私が自己紹介のときに、平成9年のときに人口が3万9,000人ぐらいだったんですよ、千代田区の人口がね。それで、今6万8,000人弱かな。6万

8,000人ぐらい。人口がね。本当に、平成9年のときは木村茂区長の最後のタームだったんだけど、このまま千代田区は本当に消滅しちゃうんじゃないかという。人口が5万人が自治体の基本だという議論があつてね。東京都レベルでね。これはもう、千代田区もほかの区と合区しないとやっていけないんじゃないかという議論まで出たんですよ。千代田区、本当に存亡の危機にあつて。それが3万9,000人。割っていたかな、3万9,000人を。そして、そこからマンションがどんどんどんどん出て、まあ、もちろん千代田区のいろいろ誘導施策でやってきて、それも功を奏したし、また経済の1つのビジネスチャンスみたいな形でどんどんマンションができてきたということもあるんですよ。で、今6万8,000人ぐらいでしょう。で、僕が区議会の予算審議だとかやったときに、多分、千代田区の一般会計の予算が400億ぐらいだったかな。今、今年度は630億ぐらい。一般会計予算がね。だから1.5倍ぐらいになっているんだよね、予算が。

だから、仕事の量ということで言うと、今、人口が倍まではいかないけども、かなり、本当に千代田区として一番ケアしなくちゃいけないのは、何ととっても、ここに住んでいる方たちのケアなんです。自治体なんでね。それが倍近くになっている。予算も、今申し上げたように、1.5倍ぐらいに多分なっているのね。だからそれを、もちろん区長も副区長も変わらず、変わらない、人間でやっているし、職員はどうなったのかな、ちょっと分からないけども、区議会議員は25人でやっているわけなんで、そこの仕事量との、それが単純に仕事量と比例するかどうかは分からないけども、1つの議論の参考には、千代田区が大きくこの20年ぐらいで変わって大きくなっているということは1つあると思うんで。

例えば、1つ参考に資料としてお願いするとすれば、その辺りの人口の推移と、一般会計、これ、補正も入れたほうがいいのかどうか分からないけども、決算ベースで千代田区の決算のこの20年間ぐらいの、こっちのほうとリンクするんだったらちょっとそこは見てもらって、その辺りを見ると、今いろいろご意見が出ている千代田区がどういうふうに変わってきたかというのを、ただ単に給与のベースだけの移り変わりだけじゃなくて、千代田区全体がこう変わってきているんだというのは、1つ、議論の材料になるかなと思っているんですけども、どうでしょうか。

上村会長

はい。ありがとうございます。

先ほどの自己紹介などを伺っていると、何かそういう推移を今回はこの審議会ですべてと情報として頂きながら、でも金額の決定をするということが出来る会かもしれないと思いますので、今までとはちょっと違う歴史的な推移というのをも少し入れていただけるような、そういう資

総務課長	料の準備をお願いできますでしょうか。
上村会長	はい。承知いたしました。 であれば、5回必要になると、審議会の回数が5回になるかもしれませんが、そういう内容をもう少しそれでは加えながら、審議をさせていただくということで。 ほかに何かご要望はございませんでしょうか。 私が最初に入ったときは、区以外の、多摩地区ですか、ああいうところの資料も見せていただきました。別にそれが必要だというわけではないんですけども、1回ぐらいは見てもいいかなと思うので、もしそんなに大変ではなくてそろえていただけるのであれば、23区以外のところの数字もご準備いただければと思います。
総務課長	では、そちらのほうも準備させていただきます。
上村会長	ほかに何か資料でご希望ございませんでしょうか。よろしいですか。 何か思いつかれたら事務局のほうにご連絡をしてということでもよろしいでしょうか。 それでは、追加資料がありましたら次回まで事務局に言っていただき、事務局で準備をしてご報告をお願いしたいと思います。 何か予定より大分早いんですが、大丈夫ですか。皆さんからもせっかくだからということとはございませんか。よろしいでしょうか。 （「なし」の声あり）
上村会長	はい。それでは、ちょっと早めではございますが、別に無理して長くやらなくてもいい、学生のように90分はやってなければならないという会議でもないかと思いますので、本日の審議は終了とさせていただきたいと思います。 ―― 了 ――